

平成 31 年度 京都市ホームレス居宅定着支援事業 事業計画

社会福祉法人みなと寮

めに必要な支援を行う。

(例)

- ・居宅へ移行した直後の集中的な訪問による生活状況の把握
- ・対象者の身体・精神状況(疾患を含む)を踏まえた、定着するために必要な福祉サービス等の導入に向けたつなぎ

1. 業務の内容

(1) 具体的な業務内容

本件業務は、緊急一時宿泊施設に支援対象者が入所している時点から居宅生活へ移行した後まで一貫して支援することとしている。

そのため、支援対象者が居宅生活に移行するまでの各過程において、業務内容を次のとおり分類する。

1) 緊急一時宿泊施設

① 支援対象者との関係構築

緊急一時宿泊施設を訪問し、支援対象者と定期かつ随時コミュニケーションをとり、関係を構築する。

② 支援方針の検討

福祉事務所職員が支援対象者の支援方針を検討するに当たり、助言・提案を行う。

③ 支援方針に基づくつなぎ支援

福祉事務所が決定した支援方針に基づき、次のステップへの移行に必要な支援を行う。

(例)

- ・不動産会社の紹介
- ・社会生活を送るための助言
- ・家具什器の選定補助
- ・福祉サービスの導入に向けた手続き補助 等

2) ホームレス支援施設 (※)

① 状況確認及び助言

施設を訪問し、支援対象者の状況を確認するとともに、施設での生活に関する助言を行う。

② 居宅への移行支援

居宅へ移行するに当たって必要な支援を行う。

(※) 京都市中央保護所、京都市自立支援センター、ソーシャルホーム、サポートホーム

3) 居宅

① 居宅生活への定着支援

支援対象者の状況に応じ、居宅生活を定着させるた

2. 受託期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

3. 支援対象者

緊急一時宿泊施設に入所している者のうち、居宅生活への移行が見込まれるもの、矯正施設等の退所者や薬物依存あるいは精神疾患があるなど、安定した居宅生活を送る上で課題がある者とする。

4. 支援対象者

(1) 支援対象者数

履行期間における支援対象者数は、15名程度とする。

なお、支援対象者数以上の支援については予算範囲内で可能とする。

(2) 支援期間

一人当たりの支援期間は、概ね 3箇月程度とする(支援対象者が緊急一時宿泊施設等の支援施設に入所している期間は除く。)

ただし、支援対象者の状況に応じて必要な期間支援することができるとしている。

5. 業務履行場所

緊急一時宿泊施設のほか、支援対象者の支援過程において、関係機関(区役所及び支所、支援施設、医療機関等)への単独訪問及び支援対象者が訪問する際の同行、

支援対象者が居宅生活へ移行した後の居宅訪問を業務履行場所として想定する。

なお、本事業の運営に係る帳簿等を保管する事務所については、京都市中央保護所に確保する。

6. 人員体制

本業務に従事する支援員を1名配置すること。

月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までを原則とする。ただし、急な対応を要する事象が発生した場合、受託者の判断で勤務日等を変更することができるものとする。